働き方改革のすゝめ

~長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう!!~

~働き方改革とは~

「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、<u>日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本</u>の働くということに対する考え方そのものに言及した改革です。

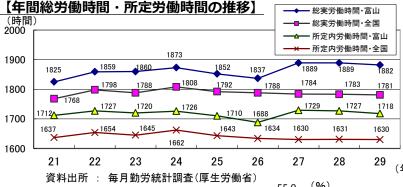
<u>少子高齢化、生産性向上の低迷</u>といった我が国が抱える課題を解決し、<u>経済を再生するため</u>には、<u>誰もがその</u> 能力を最大限発揮できる社会を作ることが必要であり、<u>多様で柔軟な働き方が選択できる社会とすることが重要</u> です。

働き方改革のうち、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進は労働者の健康確保はもとより、労働生産性の向上、人材確保等につながる、企業にとって重要な取り組みといえます。

長時間労働や年次有給休暇が取りにくい状態が続くと、<u>労働者の</u> メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下す るとともに、仕事と生活との両立を困難にし、<u>女性や高齢者他多様</u> な人材の活用を阻むこととなります。

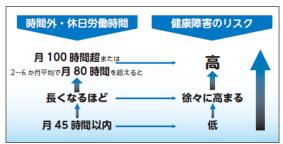
長時間労働や一律の働き方を前提とする雇用管理を見直す 「働き方改革」をできるところから進めましょう。

~富山県における労働時間等の現状~



- ・年次有給休暇の取得率は全国平均、 富山県ともに5割を下回る状態で推移 しています。
- ・平成28年の富山県内の年次有給休暇 取得率は全国平均とほぼ同じですが、 平成27年まではずっと下回った状態が 続いていました。
- ・政府目標として、「年次有給休暇 取得率70%」が掲げられています。

【参考:時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係】



- (注)上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定 基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏ま えたものです。
- ・富山県の労働者一人当たりの総実労働時間は 平成29年で1,882時間と全国平均より101時 間長くなっています。
- ・総実労働時間が全国平均より長い状況は過去から一貫して続いています。
- ・正規雇用の比率が高いことも要因の一つであると考えられますが、ここ数年は所定外労働時間が全国より長いことから、<u>長時間労働の傾向</u>が比較的強いといえます。

^(年)【年次有給休暇取得率の推移】 55.0 (%)49.4 48.7 48.1 49.3 48.8 50.0 47.4 47.1 47 A 49.5 45.0 47.0 46.6 46.3 46.0 45.3 44.8 44.3 43.9 40.0 **←** 全国 35.0 37.2 富山県 30.0 H15 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H28

資料出所 : [全国]就労条件総合調査(厚生労働省) [富山県]賃金等労働条件実態調査(富山県)

【女性の年代別労働力率】

- 20.0 20.0 20.0 ②料出所: [全国]平成27年国勢調査(総務省)
- ・富山県の女性の<u>年代別労働力率(いわゆるM字</u>カーブ)は15~19歳を除き、すべての年代で全 国平均を上回っています。
- <u>国平均を上回って</u>います。 ・また、M字カーブの底が浅く<u>、結婚、出産後も</u>
- 継続して働き続ける傾向が強いといえます。・一方で管理職に占める女性の割合はまだまだ低く(※)、女性の活躍推進について、より一層の取り組みが望まれます。
- ・政府目標として「指導的地位に就く女性割合30%」が掲げられています。
- ※7.6%(平成27年国勢調査)

~富山県内の取り組み事例~

富山労働局では県内の企業を訪問して所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に関する好事例を収集し、富山労働局HP(http://toyama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)で公開しています。

また、下記のポータルサイトにも全国の企業における好事例が掲載されています。

ここではその一部をご紹介します。

【所定外労働の削減に関する取組】

○ A 社 (情報通信業)

⇒生産性・品質向上及び健康推進を目的として所定外労働の削減に取り組んでいる。

《取組内容》

- ・毎週水曜日・金曜日を「定時退社日」とし、 館内放送で定時退社を促進
- 毎月、労働時間委員会で所定外労働時間の 状況を確認し、職場マネジメント強化及び 対策の検討を実施。



《取組結果》

・2年間で所定外労働 時間の年間平均実績 を2.3時間/月削減!

【年次有給休暇の取得促進に関する取組】

○ B 社 (医薬品製造業)

⇒仕事と生活が両立でき、意欲的に仕事に取り組めるような職場づくりを目的として年次 有給休暇の取得促進等に取り組んでいる。

《取組内容》

・3か月ごとに1日、年間4日間の計画的 年次有給休暇の取得制度を整備

《取組結果》

・6年間で年次有給休暇の 取得率が約20%アップ

~働き方改革を進めるためのツール~

【働き方・休み方改善指標】

企業の皆様が社員の働き方・休み方の見直し及び改善に向けた検討を行う際にご活用いただくツール として、「働き方・休み方改善指標」があります。

レーダーチャート ポジションマップ 〈方針・目標の明確化〉指標 見やすいポジションマップとレー 項目2 項目8 ダーチャートで自社の労働時間等 〈改善推進の体制づくり〉 年次有給休暇取 Check の状況や重点的に取り組むべき 働き方に問題あり ポイントが確認できます。社員の 方々の気づきを促すためのチェッ 項目7 項目3 D クシートもご活用ください。 〈仕事の進め方改善〉 〈改善促進の制度化〉 働き方と休み方に System 休み方に問題あり 詳細については、 「働き方・休み方 項目6 項目4 〈情報提供・相談〉 (改善促進のルール化) 指揮 改善ポータルサイト」 低い 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 項目5 をご覧ください。 〈意識改善〉指標 イメージ図

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供することを目的に開設されたポータルサイトです。 (サイトアドレス: http://work-holiday.mhlw.go.jp_)

○働き方改革に関するお問い合わせ先(ご希望によりコンサルティングも実施しています。) 富山労働局雇用環境・均等室 住 所:富山市神通本町1-5-5富山労働総合庁舎4階

電話番号: 076-432-2740

中小企業・小規模事業者における 「働き方改革」実現に向けた対策

富山労働局雇用環境・均等室

所在地:富山市神通本町1丁目5番5号電話:076-432-2740

「働き方改革」のポイント

- 基本的な背景
 - → 少子高齢化による労働力人口の減少・人手不足の現状 (2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は 38%台の水準になると推計)
- アベノミクス、一億総活躍の目指すもの
 - → 女性・高齢者等の活躍促進
 - → 女性・高齢者等の労働力化の制約要因をなくす必要
 - (※) 長時間かつ硬直的な労働時間(正規雇用) 低賃金と不安定な雇用(非正規雇用)等
- 「働き方改革」は、「魅力ある職場づくり」の実現による**中小企**
- 業・小規模事業者の人手不足解消のチャンス
 - ※ 小規模事業者こそ、生産性・経営力の伸びしろ大

(参考1) 少子高齢化による労働力人口の減少・人手不足の現状

- 深刻化する人材不足は経営上の不安要素としても年々大きくなっている。
- 生産年齢人口が減少する中、人材不足は恒常化しうる経営課題。求職難から求人難の時代に。

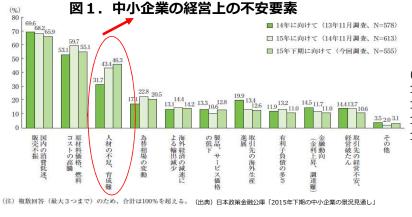


図2. 中小企業の従業者過不足DIの推移

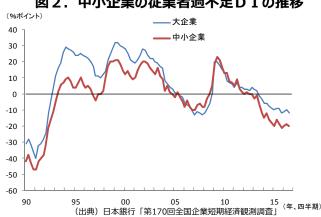
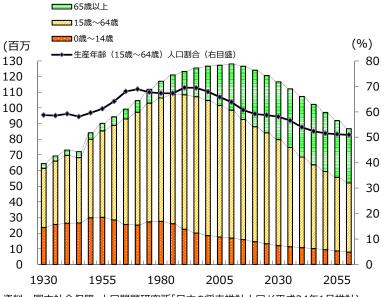


図3. 生産年齢人口の減少



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計) (注)1.将来推計人口は、出生中位(死亡中位)推計による 2.15歳以上人口に占める中小企業の従業者総数の割合は、2012年時点で29%、 2014年時点で30%。2012年以前の従業者総数のデータはないが、会社の常用雇用 者数+個人事業所の従業者総数の合計値が、15歳以上人口に占める割合は、2001 年以降、およそ26%前後で推移。

2010年から2015年にかけては、15歳未満人口は約100万人減少、 2010年から2015年にかりては、1.3mg/ハーラントロは約450万人増加で、2 15~64歳人口は約490万人減少、64歳以上人口は約450万人増加で、2 15歳以上の人口としては、約45万人の減少であった。

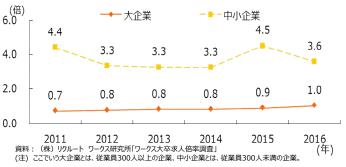
(参考2)女性、若者、高齢者などの活躍を更に促進

復職女性、高齢者、留学生といった多様な人材の活躍に可能性(※)。企業規模が小さいほど高齢者の割合が高い。

※復職女性は新卒女性よりも中小企業に就業する割合が高い。

留学生の半数は従業員100人以内の企業に就職。

図5. 大企業と中小企業の大卒求人倍率



(出典) リクルートワークス研究所「第33回ワークス大卒求人倍率調査(2017年卒)」

図6. 復職女性の就業先 14.2% 26 25 7.0% 15.8% 31.2% 復職後の女性は中小企業 の割合が多い。

: 総務者「平成24年就支援連基本調査」 1. 現在、正社身として働いている女性で「1年前は何をしていましたか」という設置に「通学していた」と回答した者を新卒女性として集計。 2. 現在、正社身と「七働いている女性で、前職があり、前職基職理由を「出席」有見のため」とした者のうち、現職に平成23年10月以降に戦いた者を集計。 (出典) 中小企業庁(2015) 「中小企業白書」

図7. 従業員規模別に見た雇用者の年齢構成割合

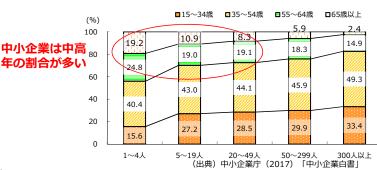
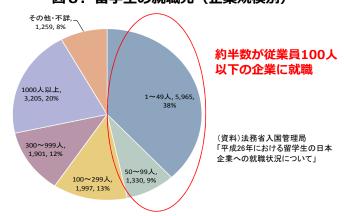


図8. 留学生の就職先(企業規模別)



(参考3) 働く人の視点に立った働き方改革の意義(基本的考え方)

働き方改革実行計画(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)概要より抜粋

- 日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や 風土も含めて変えようとするもの。働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする。
- 働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、 需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。社会問題であるとともに経済問題。
- 雇用情勢が好転している今こそ、政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要。これにより、人々が人生 を豊かに生きていく、中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。

経済社会の現状

- •4年間のアベノミクスは、大きな成果を生み出した。
 - ✓ [名目GDP]47兆円増加、9%成長
 - ✓ 「賃上げ]ベースアップが4年連続で実現しつつある
 - ✓ 「有効求人倍率125年ぶりの高水準、史上初めて 47全ての都道府県で1倍超。
 - ✓ [正規雇用]26か月連続で前年を上回る勢い。
 - ✓ [相対的貧困率]足元で減少、子供の相対的 貧困率は初めて減少に転じた。
- 他方、個人消費や設備投資といった民需は、持ち 直しつつあるものの、足踏みがみられる。
- ・経済成長の隘路の根本は、人口問題という構造 的な問題に加え、イノベーションの欠如による生産 性向上の低迷、革新的技術への投資不足。
- 日本経済の再生を実現するためには、投資やイノ ベーションの促進を通じた付加価値生産性の向上 と、労働参加率の向上を図ることが必要。
- 一億総活躍の明るい未来を切り拓くことができれ ば、少子高齢化に伴う様々な課題も克服可能。

日本の労働制度と働き方にある課題

正規、非正規の 不合理な処遇の差 正当な処遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起こさ せ、頑張ろうという意欲をなくす。

世の中から 「非正規」という言葉 を一掃していく

正規と非正規の理由なき格差を埋めていけば、自分の能力を評価されて いる納得感が醸成。納得感は労働者が働くモチベーションを誘引するイン センティブとして重要、それによって労働生産性が向上していく。

長時間労働

健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の 原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因。

長時間労働を自慢 するかのような風潮が 蔓延・常識化している 現状を変えていく

長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢 者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、ど のように働いてもらうかに関心を高め、単位時間(マンアワー)当たりの 労働生産性向上につながる。

単線型の

日本のキャリアパス = ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。

単線型の 日本のキャリアパス を変えていく

転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、自 分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計可能に。付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にも寄与。4

働き方改革をめぐる政府の動き

- 平成28年9月27日に第1回働き方改革実現会議を開催。安倍総理、関係大臣に加 えて、労使双方の代表等の有識者議員による議論を実施。平成29年3月28日に最終 回である第10回を開催し、働き方改革実行計画を取りまとめた。
- 今後、本実行計画に丁寧に書き込まれた内容に忠実に従って、関係審議会の審議を終 え、早期に法案を国会に提出していく。

平成28年9月2日 内閣官房に

働き方改革実現推進室を設置 第1回働き方改革実現会議



世の中から「非正規」 という言葉を一掃して いく。そして、長時間 労働を自慢する社会を 変えていく。

9月27日 を開催



大切なことは、スピードと 実行。もはや先送りは許さ れない。必ずやり遂げると いう強い意志をもって取り 組んでいく。

平成29年3月28日 第10回働き方改革実現会議で 働き方改革実行計画を決定。



働き方改革実行計画の決 定は、日本の働き方を変 える改革にとって、歴史 的な一歩であると思いま

働き方改革実行計画

(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

- 1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義
- 同一労働同一賃金など非正規雇用の 処遇改善
- 7. 病気の治療と仕事の両立

3. 賃金引上げと労働生産性向上

- 8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就 労
- 罰則付き時間外労働の上限規制の導入 など長時間労働の是正
- 9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への 転職·再就職支援

- 5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- 女性・若者の人材育成など活躍しやすい 環境整備
- 高齢者の就業促進 11.

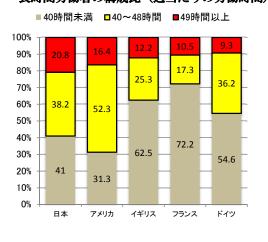
12. 外国人材の受入れ

10年先の未来を見据えたロードマップ

時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正

- 週49時間以上働いている労働者の割合は、欧州諸国では1割であるが、わが国では2 割。

長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



【改革後】 【現行】

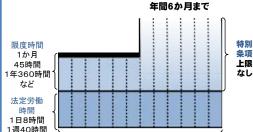
〇時間外労働の限度時間 大臣告示で、限度時間を定めてい

る。

(法的拘束力なし)

(大臣告示)

- 〇「1か月45時間」、「1年360時間」等
- ○「特別条項」を結べば、例外的に限度時間を 超えることができる。(年間6か月まで) ※特別条項には、上限時間の規定なし。



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」 ILO「ILOSTAT Database」

〇休日労働の限度時間定めなし。

(※現行の大臣告示は、「時間外労働」のみが対象であ り、「休日労働」させる場合の労働時間数は対象として いない。)

1年間=12か月

〇「月100時間未満、複数月平均 80時間」の上限について、休日 労働の時 間 数を含むものとす

1年間=12か月

<注> ※ 長時間労働者の構成比については、2016年の各 国の就業者一人当たりの週労働時間を示す(アメリ カは2013年、日本は2015年)。データは、ILO

※ 端数処理のため、計100%とはならない(ドイツ)。

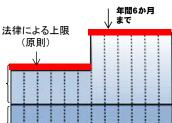
「ILOSTAT Database」による。

時間外労働の上限時間を法定化する。 (法律) ○原則:月45時間、年360時間 ○例外(特別条項):年720時間、月100時間未満、 複数月平均80時間

※特別条項は年間6か月まで 法律による上限(例外) •年720時間

•複数月平均80時間

•月100時間未満





法律による

上限(原則)

45時間

1年360時間

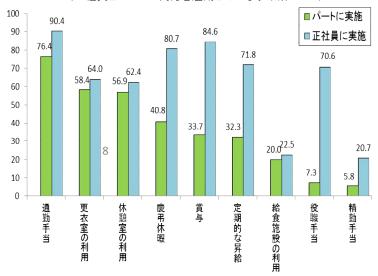
法定労働

1日8時間

同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

● 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間に大きな待遇格差。

手当等、各種制度の実施状況及び福利厚生施設の利用状況別事業所割合(%) (正社員とパートの両方を雇用している事業所=100)



(資料出所) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査(事業所調査)」(平成28年)

- 我が国の全雇用者の約4割は非正規 雇用。うち約半数がパート。
- 非正規雇用労働者(2016年):2,023万人(全雇用者の37.5%) (内訳)パート:48.8%、アルバイト:20.5%、契約社員:14.2%など
- 非正規雇用労働者の割合(2016年、男女別・年齢別)

		25-34歳	35-44歳	45-54歳	55-64歳
	男性	15.8%	9.8%	8.9%	31.3%
	女性	39.5%	53.8%	59.2%	66.8%

(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成28年平均) 第Ⅱ-1表

- 35歳以上の女性は、結婚や子育てを理由に、 自ら非正規雇用を選択する率が高い傾向。
- 不本意非正規の割合(2016年平均):297万人(非正規労働者全体の15.6%)

	25-34歳	35-44歳	45-54歳	55-64歳
男性	38.4%	39.4%	43.4%	26.7%
女性	17.5%	11.7%	12.5%	9.2%

(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成28年平均) 第Ⅱ-16表

- 平成28年12月20日の第5回働き方改革実現会議において、政府から同一労働同一賃金ガイドライン案を提示
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なもので ないかを示したもの。
- 今後、本ガイドライン案をもとに、法改正の立案作業を進め、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、法 案成立後に、最終的にガイドラインの内容を確定する。



「働き方改革」で求められる主な対応

長時間労働の是正



月45時間・年360時間(特例として年720時間等)の時間外労働の上限を超えて働かせることができなくなり、これを遵守できないと罰則

同一労働同一賃金



▶ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理 な待遇差を解消し、どのような雇用形態でも 納得が得られる待遇を受けられることが必要と なる。



が適用される。

時間外労働の上限超

不合理な待遇差



中小企業における現状と課題

【現状】

▶ 中小企業は大企業と比べ、時間外労働が45時間を超える事業場の割合は低い

【課題】

- ▶ 人手不足の中、どのように労働時間の短縮や労働者の健康確保に取り組むのかが課題
- ▶ 取引先からの短納期発注や急な対応など を長時間労働の原因に挙げる企業が多い

【現状】

▶ <u>労務管理の専門部署がなく、賃金制度の整備</u> が不十分な事業者も存在

【課題】

マンパワーやノウハウが限られており、 非正規雇用労働者も含めた待遇改善に向 けて何から手をつけたらいいか分からない

我が国における時間外労働の現状 36協定における延長時間の状況

○36協定で80時間超の延長時間を定めている企業割合は、企業規模が大きいほど高い。 ○30人以下の企業では、そもそも月45時間を超える延長時間を定めている企業が少ない。

時間外労働に関する労使協定において1か月の延長時間の定めがある事業場の1か月の延長時間(一般労働者)(企業規模別)

	特別条項付き36協定を締結している事業場の割合									
		うち1か月の特別延長時間が45時間超の割合								
			うち50時間超の割合							
			うち60時間超の割合							
					うち70時間超(の割合				
						うち80時間超の	の割合			
							うち100時間超の割 合			
1~30人	5.6%	5.5%	5.4%	3.8%	2.7%	0.7%	0.2%			
31~100人	22.5%	21.9%	21.0%	16.1%	13.7%	5.1%	1.1%			
101~300人	32.8%	32.4%	31.0%	23.8%	18.9%	6.3%	1.5%			
301人~	58.6%	57.7%	56.8%	43.0%	34.2%	14.6%	3.9%			
合計	22.4%	22.0%	21.5%	16.2%	12.9%	4.8%	1.2%			

(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

10

我が国における時間外労働の現状 1か月の法定時間外労働の実績 (一般労働者、事業場割合)

〇時間外労働の実績を見ると、その平均時間は企業規模が大きいほど長い。

1 箇月の法定時間外労働の実績(一般労働者)(最長の者)(企業規模別)

				45時間	『以下					45時間超							
	10時間 以下	超15時	15時間 超20時 間以下	超25時	超30時	超35時	超40時	超45時	合計 (※)	超50時	超60時	60時間 超70時 間以下	超80時	80時間 超100 時間以 下	100時 間超え	合計 (※)	平均(時間:分)
1~30人	65.1%	5.7%	5.5%	4.5%	3.4%	2.5%	3.6%	3.1%	93.4%	1.3%	2.3%	0.7%	0.7%	1.1%	0.7%	6.8%	12:45
31~100人	43.8%	5.3%	9.2%	8.8%	6.9%	3.5%	4.1%	5.5%	87.1%	2.7%	4.0%	2.4%	0.9%	1.0%	1.9%	12.9%	21:31
101~300 人	41.6%	8.4%	7.8%	6.5%	5.3%	5.3%	5.8%	4.1%	84.8%	1.4%	5.6%	3.7%	1.3%	1.7%	1.4%	15.1%	22:49
301人~	28.6%	9.1%	8.1%	10.2%	7.3%	5.9%	8.5%	5.2%	82.9%	3.6%	5.3%	3.1%	2.5%	1.7%	0.8%	17%	26:25
合計	51.8%	6.8%	6.5%	6.2%	5.0%	3.7%	5.1%	4.0%	89.1%	2.2%	3.4%	1.7%	1.4%	1.3%	0.9%	10.9%	18:03

(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

※四捨五入の関係により、全体の合計が100%にならない場合がある。

○36協定を締結していない理由を見ると30人以下の企業では、「時間外・休日労働がない」が 45.1%と最も多いものの、「36協定の存在を知らなかった」が38.6%と次に多くなっている。

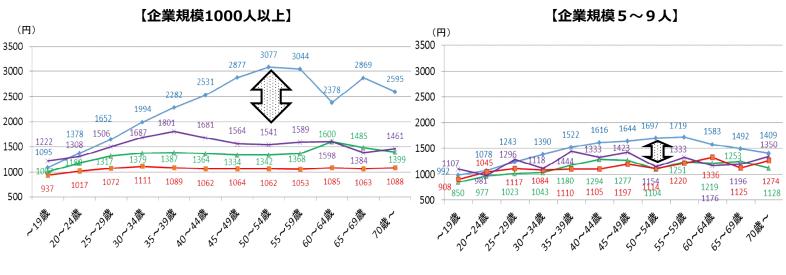
時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結していない理由(企業規模別)(複数回答

	時間外・ 休日労働 がない	36協定の 存在を知ら なかった	就業規則 等で規定 を設けるの みで十分と 思っていた	適用除外 だと思って いた	事業場ごと に締結が 必要とは知 らなかった	過去締結し た36協定 が現在も 有効だと 思っていた	過半数代表 が選出され なかった	過半数組合 または過半 数代表から 締結を拒否 された	36協定の 締結・届出 を失念した	その他
1~30人	45.1%	38.6%	1.0%	1.2%	0.8%	3.2%	-	-	12.0%	3.6%
31~100人	30.8%	13.6%	1.8%	1.8%	18.3%	8.7%	0.0%	-	29.5%	7.0%
101~300人	27.4%	8.2%	0.5%	0.1%	31.1%	5.4%	0.1%	0.1%	23.6%	11.2%
301人~	28.7%	5.7%	0.7%	0.1%	38.5%	0.9%	0.2%	0.0%	28.6%	8.1%
合計	43.0%	35.2%	1.0%	1.2%	3.5%	3.6%	0.0%	0.0%	14.0%	4.2%

(出典)厚生労働省・平成25年労働時間等総合実態調査

雇用形態別の賃金カーブ(年齢別)(時給ベース)

- 正社員については年齢とともに賃金が上昇しており、企業規模が大きいほど上昇する度合いも大きくなっている。
- 正社員以外については、企業規模にかかわらず、年齢が上昇しても賃金はほぼ横ばい。
- 特に大企業において、正社員と正社員以外の賃金カーブの差が大きい。



◆ 青線:正社員(フルタイム) <一般労働者(正社員・正職員)> → 緑線:契約社員等(フルタイム)<一般労働者(正社員・正職員以外)>

(資料出所)厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」

- (注) 1)賃金は、調査年の6月分の所定内給与額
 - 2)「正社員・正職員」は、事業所において正社員・正職員とする者
 - 3)「正社員・正職員以外」は事業所において「正社員・正職員」以外とする者
 - 4)一般労働者(正社員・正職員)の賃金は、6月分の「所定内給与額」を6月の「所定内実労働時間数」で除した値

<u>働き方改革の</u> **基本的な考え方**

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革

我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の 減少」「働く方のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上と ともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮でき る環境をつくることが必要

働く方の置かれた個々の事情に応じ、 多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、 働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す

<u>中小企業等における</u> **改革の必要性**

「働き方改革」は、<u>我が国雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者</u>において、着実に実施することが必要

魅力ある職場とすることで、人手不足解消にもつながる

職場環境の改善などの「魅力ある職場でもり」が人手不足解消につながることから、人手不足感が強い中小企業・小規模事業者においては、生産性向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりが重要

取組にあたっては、 「意識の共有がされ やすい」など、<u>中小</u> <u>企業・小規模事業者</u> <u>だからこその強み</u>も ある 「魅力ある職場づくり」→
「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるため、生産性向上や
「魅力ある職場づくり」のために**きめ細かな支援を行う**

中小企業・小規模事業者の意見を踏まえ、支援策を検討

- 〇 平成29年7月に立ち上げた有識者による検討会の場等を通じ、関係者からのヒアリングや好事例の紹介等を行うとともに、**全都道府県で中小企業・小規模事業者との意見交換会等を実施**。
- いただいたご意見を踏まえつつ、中小企業・小規模事業者が前向きに取り組むことができるよう、<u>働き方改革の理解を</u>図り、支援を届ける体制を強化するとともに、人手不足対応や取引条件の改善など総合的な対策をきめ細かく行う。

事業者が抱える主な不安や問題点

- ・中小企業のみならず、**取引先企業や消費者を含む様々な関係者に 働き方改革の趣旨を理解してもらう必要**がある
- ・業務に繁閑があるなか、残業規制の範囲内で業務を行えるか不安
- ・労働基準法等の労働関係法令をそもそも知らない
- ・<u>人手不足</u>、賃金高騰等で従業員を採用できない
- ・残業しないと人材育成の時間が確保できない
- ・貴重なワザを持つ高齢者が退職してしまう
- ・労働時間の管理をしていない
- 「上司より後で帰宅」「長時間労働は美徳」等の慣行がある
- 従業員が定着しない
- ・**発注企業側の残業規制や業務効率化のしわ寄せ**で受注企業等の生産性が 悪化し、残業が増える
- ・国・自治体の発注納期が年度末に集中し、労働時間が長くなる
- ・効率の良い設備を導入する投資が困難
- · **業界ごとの慣習、特殊性**がある

対応策

【支援体制構築】 働き方改革の理解と 支援体制の強化

1 人手不足への対応

②雇用管理の見直し等

③取引条件改善

4生產性向上

5業種別の取組等

1,

支援策の全体像 /30年度当初予算総額:2,113億円 (1,555億円) 29年度補正:1,700億円 ~ 厚生労働省・中小企業庁における予算案 ~

支援体制構築:「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を届ける体制の強化

「働き方改革」で求められる対応や必要性について、中小企業・小規模事業者に対して周知徹底を図るとともに、全都道府県 に相談のための拠点 で設け、各地域の商工会・商工会議所等と連携して、「働き方改革」に取り組む中小企業等を支援。 こうした支援体制に加えて、都道府県による中小企業等に対する取組を支援。

▶ 関係機関が連携して、以下の支援策①~⑤の活用を促進

支援策① 人手不足への対応の支援

P5

Р4

→ 人手不足感の強い中小企業・小規模事業者において、女性・若者・高齢者等がさらに活躍できるよう、マッチング、人材の育成・活用力の強化、環境整備等を支援。

支援策② 社内で取り組むことができる**雇用管理の見直し**等の支援

P7

時間外労働の上限規制への対応や、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に向け、 必要な社内のルール整備等に対して支援・助成する。

支援策③ 外部環境等、**取引条件改善**のための支援

P8

⇒ 労働時間短縮等につなげるため、取引条件の改善に向けて支援。

支援策4 生産性向上のための支援

Р9

■ 賃金引上げ等につなげるため、生産性向上に向けて支援。

支援策⑤ 業種別の取組

P11

業種ごとに現状や課題が異なるため、業種の特徴に応じて支援。

※支援策の実施にあたっては、事務負担にも配慮し、<u>事業者目線で手続の重複感や煩雑さを解消</u>し、ワンストップで施策を活用できる環境を整備すること、施策の実施について、継続的にモニタリングし、<u>PDCAサイクルを回していく</u>ことが重要。 **16**

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援体制構築】

「働き方改革」の理解を図り、相談に応じ、支援を届ける体制の強化 119億円(109億円)

(1)「働き方改革」の理解促進と相談支援体制の強化 66億円 (58億円)

① 非正規雇用労働者の処遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応、人手不足の緩和、賃金引上げ等に向けて、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、賃金制度などの見直しや業務の繁閑に対応した労働時間管理のノウハウなどについて、労務管理等の専門家による個別訪問や電話相談等を実施するほか、各地域の商工会・商工会議所・中央会やよろず支援拠点等とも十分な連携を図り、セミナーの開催、出張相談の実施など、支援を必要とする中小企業・小規模事業者に対応する。

15億円

(6.9億円)

② 「よろず支援拠点」に人手不足アドバイザー(仮称)を設置するなど、人手不足に関する相談体制を強化する。

50億円 (51億円)

(2) 都道府県への支援 53億円 (51億円)

① 正社員雇用の創出に取り組む都道府県を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」において、中小企業・小規模事業 者の働き方改革に資する取組を実施する都道府県に対して、補助額の上限を引き上げる。 53億円 (51億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策①】

人手不足への対応の支援 30年度当初:736億円(506億円) 29年度補正:25億円

(1)人材確保に向けたマッチング支援や雇用管理改善 <mark>143億円</mark> (144億円)	
	① 民間、NPO等のノウハウの活用や、YouTube、SNS等のメディアの活用による中小企業の魅力等の発信により、若年層を中心に求職者の掘り起こしを行う。併せて、若年期に必要なキャリア形成を行うことができるよう、学生・生徒等に対する職業意識形成支援を実施する。また、働き方改革に取り組む企業をハローワークで求職者に周知し、重点的に人材を紹介するほか、求人担当制でフォローアップを徹底する。	6.2億円 (2.9億円)
	② ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、人手不足に悩む事業主に対し、 求人充足に向けたコンサルティング、 事業所見学会や就職面接会の実施等のマッチング支援を推進する。	26億円 (16億円)
	③ 地域内外の若者・女性・シニアといった多様な人材とともに、一定のキャリアを積んだミドル人材等から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について発掘・確保・定着を一括して支援する。	19億円 (17億円)
	④ 雇用管理制度(*)の導入、介護労働者の身体的負担軽減のための介護福祉機器の導入、介護及び保育労働者に対する 賃金制度整備等を通じて従業員の雇用の安定に取り組む事業主等に対して助成する。 (*)評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)	92億円 (108億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策①】

(2)人材の育成・活用力の強化 30年度当初: <mark>507億円</mark> (293億円) 29年度補正:25	億円						
	① 人手不足・人材育成に苦慮する中小零細企業に対して、 業界団体による人材育成に係る専門的支援を実施 し、しっかりとしたスキルを身につけた人材を育成・確保。3年間で一人前レベルの人材を育て、地元産業への定着を図る。	2.7億円 (新規)						
	② 中小企業・小規模事業者が行う社員訓練について、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する。また、社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい、社内の働き方改革を進めるために生産性を向上させたい等の中小企業等からの要望に即したオーダーメイド型の訓練や人材育成の相談対応など、中小企業等の人材育成を支援する。	456億円 (246億円)						
	③ 託児サービス付き訓練や子育て女性等のリカレント教育に資する訓練等の充実 などにより、女性の学び直しを支援する。	48億円 (47億円)						
	④ 全国の中小企業大学校において、 経営課題の解決力を見出すための研修、経営診断などの手法を習得するための研修 を実施し、人材育成を支援する。							
	⑤ 中小企業等の従業員向けに、社会人基礎力や中小企業等で求められる専門スキルに関する研修(座学及びWeb講座)を実施する。【29年度補正】	【29年度補正】 25億円 (新規)						
((3)女性、高齢者等が働きやすい環境整備 <mark>87億円</mark> (68億円)							
	①「子育て安心プラン」を前倒しし、 平成32年度までの3年間で約32万人分の保育の受け皿整備を進め、保育人材の確保 に取り組む。							
	② 育児・介護休業からの復帰プランの策定支援や育児休業取得者の代替要員確保への助成措置 等により、仕事と家庭の両立支援と継続就労促進に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。	28億円 (33億円)						
	③ ハローワークによる 高年齢求職者の支援、定年制の廃止や定年引上げ 等を行う事業主に対する助成を行う。	59億円 (35億円)						

雇用管理の見直し等の支援 1,006億円(707億円)

(1) 時間外労働の上限規制への対応など長時間労働の是正 35億円(11億円)

① 時間外労働の上限規制に対応するため、出退勤管理のソフトウェア導入、専門家によるコンサルティングを受けて 行う業務効率化・社内規程整備、生産工程の自動化・省力化等に取り組む中小企業・小規模事業者や、<u>販路拡大・ビジ</u> ネスモデル開発等のコンサルティングの実施など傘下企業を支援する中小企業団体に対する助成を行う。

35億円 (11億円)

(2) 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善926億円(660億円)

① 非正規雇用労働者の処遇改善に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うため、<u>業界別の特性</u> を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、正規雇 用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援などを行う。

3.5億円 (新規)

② 非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者と非正規雇用 労働者の賃金規定等または諸手当制度の共通化などの処遇改善をした場合等に事業主に対する助成を行う。 923億円 (660億円)

(3) 産業医・産業保健機能の強化 45億円 (36億円)

① 中小企業等における従業員の健康づくりを支援するため、全国の産業保健総合支援センターを通じて、事業主の求めに応じた専門職の訪問サービスの拡充(面接指導等)、事業主向け産業医の活かし方等のセミナーの企画実施、産業保健スタッフがいない小規模事業者向けの産業保健活動への助成金の拡充(保健師の選任等に要する費用を新たに助成)や重点的な広報活動の展開を行う。

45億円

(36億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策③】

取引条件改善のための支援

(1) 中小企業・小規模事業者における取引条件の改善

- ① 発注事業者側の働き方改革によって下請事業者にしわ寄せがきていないか、今後、<u>下請Gメンによる下請企業ヒアリン</u>グを通じて実態を確認する。
- ② 極端な短納期発注等の中小企業・小規模事業者の働き方改革に支障をきたすような行為で下請法等違反が認められるような事案については、公正取引委員会と連携した通報制度により対応することを含め、厳正に対処していく。また、法令違反には至らないものの改善が望ましい事案については、大企業等発注側へのヒアリングや、経営トップへの改善要請を検討していく。
- ③ 労働規制への抵触が発生しうるような大企業の短納期発注等を含めた、中小企業に不当に不利益が発生する下請法及び 独禁法違反の恐れがある行為の事例を収集する。
- ④ 下請中小企業の長時間労働の背景として、親事業者の下請法等違反が疑われる場合に、労基署から中小企業庁や公正 取引委員会に通報する制度の強化について検討し、整備する。
- ⑤ サプライチェーン全体で取引条件改善や生産性向上、働き方改革に取り組んでいる好事例を収集し、公表する。
- ⑥ 官公需発注に起因した業務によって、受注者及びその下請事業者が長時間労働につながることがないよう、**関係省庁に対 して経産省と厚労省の連名による要請文を発出**し、注意喚起を図る。また、**地方自治体に対しても要請文を発出**し、周知 を図る。

生産性向上のための支援 30年度当初:231億円(213億円) 29年度補正:1,656億円

(1) 中小企業・小規模事業者における賃金引上げや生産性・経営力向上の支援

事労務業務等について各種事務手続を効率化するとともに、経営の可視化・改善を促進。

30年度当初:<mark>210億円</mark>(191億円) 29年度補正:1,606億円

【29年度補正】 500億円 ① 生産性向上に資する<u>I Tツール導入</u>の経費を支援する。【29年度補正】 (100億円) 【29年度補正】 1,000億円 ② 革新的な**サービス開発・生産プロセスの改善**に必要な<u>設備投資</u>を支援する。【29年度補正】 (763億円) 【29年度補正】 100億円 ③ **商工会・商工会議所と作成した経営計画**に基づいて行う**販路開拓等の経費を支援**する。【29年度補正】 (120億円) ④ 生産性向上特別措置法(仮称)に基づき、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税 を軽減(ゼロ~1/2)する。これに合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡大・重点支援する。 ⑤ 中小企業等経営強化法に基づき、生産性向上等に関する「経営力向上計画」を作成し、設備投資や人材育成・確保により生 産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対して固定資産税の軽減(1/2)や法人税等について、即時償却・税額控除 (最大10%)などの税制面・金融面等の支援を行う。 ⑥ 金融機関と連携しつつ、生産性向上や雇用管理の改善に関する計画を作成し、省力化のための装置など労働生産性向上に 資する設備等への投資を行う企業に対する助成を行う。 ⑦ 中小企業支援機関を伴走組織として**クラウド等を活用した業務改善**を進め、中小企業・小規模事業者における税務会計や人

22

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策④】

8 生産性向上に向けて、 働き方改革推進支援センターにおける専門家による業務改善方法の提案や、生産性向上に資す る設備・器具の導入等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対する助成等を行 う【一部29年度補正】。 また、傘下企業の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業 団体に対する助成を行う。	【30年度当初】 29 億円 (12億円) 【29年度補正】 6 億円
⑨ 所得拡大促進税制を延長・拡充し、1.5%以上の賃上げを行った中小企業・小規模事業者は、前年度からの給与増加額の 15%を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除し、2.5%以上の賃上げに加えて従業員への教育訓練や生産性向上 に関する取組に積極的な企業には税額控除率を25%に上乗せする。	
⑩ 非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定や、生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度(*)の整備・実施を通じて、生産性向上・賃金アップ等を実現した企業に対する助成を行う。 (*)能力評価等を含む明確な評価基準と、これに対応した賃金表	119億円 (82億円)
① 転職・再就職者の処遇等に関する社内制度を整備し転職・再就職者の採用拡大に取り組む事業主に対して助成を行うとともに、生産性向上に取り組む企業が転職者を受け入れて行う能力開発や賃金アップに対して助成を行うこと等により、中小企業・小規模事業者も含めた雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職支援を図る。	63億円 (97億円)
(2)事業承継支援 30年度当初: <mark>21億円</mark> (22億円) 29年度補正:50億円	
	【30年度当初】

① 事業承継ネットワークを全国展開。また、事業引継ぎ支援センターによる後継者不在企業に対するマッチング支援等を実

施。【一部29年度補正】

② 事業承継に係る設備投資資金を補助。【29年度補正】

③ 事業承継に係る<u>税制を優遇(拡充予定)。売却・M&Aの際の税負担を軽減</u>。

23

21億円

(20億円)

【29年度補正】 **20億円** 【29年度補正】

30億円 (29当初:2億円)

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策⑤】

業種別の取組 30年度当初:136億円(106億円) 29年度補正:19億円

(1) 生産性向上・経営力強化の推進など業種ごとの取組の推進

30年度当初:24億円(8.3億円) 29年度補正:19億円

① 介護分野について、経営の専門家による個別事業所の訪問等を通じた調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ組織的に 生産性向上や業務改善に取り組みやすくするためのガイドライン作成・普及啓発を行う【一部29年度補正】。 また、介護 ロボットの活用を促進するため、介護現場のニーズを的確に把握し、開発につなげる取組を推進するとともに、介護事業所に おけるICT化等を推進する。

【30年度当初】 8.4億円 (5.3億円)

【29年度補正】 2.9億円

②生活衛生分野について、生産性向上や業務改善に取り組みやすくするためのガイドライン作成・普及啓発を行う。 また、 中小企業・小規模事業者が多い生活衛生関係営業者の収益力を向上させることにより、最低賃金引上げに必要な経営力を高 め、経営の健全化を図るため、中小企業診断士等の専門家による好事例紹介や、最低賃金制度及び各種助成金制度の周 知などに関するセミナーや個別相談等を実施する。【一部29年度補正】

【30年度当初】 1 億円 (新規) 【29年度補正】

2.8億円

③ 保育分野について、保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管 理等の業務のICT化に必要な経費を補助する。【29年度補正】

【29年度補正】 13億円

④ 医療分野について、都道府県医療勤務環境改善支援センターにおける専門的アドバイスを行う体制の拡充を行うなど、 医師をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善を図る。

14億円

⑤ 生産性向上が課題となっている業種(政府として生産性向上を重点的に図る5分野等※)を中心に事業分野別指針の策定等 **や事業分野別経営力向上推進機関の拡大を進める**とともに、事業者が指針に基づく経営力向上計画の認定を受け、生産性 向上を図る場合、固定資産税の軽減(1/2)や法人税等について、即時償却・税額控除(最大10%)などの税制面・金融面等 の支援を行う。

※介護、飲食業、宿泊業、小売業、道路貨物運送等

(3億円)

24

中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた具体策【支援策⑤】

(2) 取引条件改善など業種ごとの取組の推進 112億円(98億円)

① 自動車運送事業について、機械荷役への転換による荷役時間の削減等に取り組むほか、長時間労働是正の環境整備の ための関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画を策定・実施する。

特に、トラック運送事業については、荷待ち時間・荷役時間の削減、集配経路の見直しなど、ドライバーの長時間労働是 正のために荷主と交渉する際に参考にできるようなガイドラインの策定、改善策や好事例を盛り込んだハンドブックの作 成等の支援策を実施する。

47億円 (37億円)

② 建設業について、適切な工期設定等を求めるガイドラインを官民の発注者に徹底するとともに、若者や女性等への訓練 など、人材確保に取り組む事業者への助成等を行う。

83億円 (63億円)

③ 情報サービス業(IT業界)について、業務特性など時間外労働が生ずる要因の把握・分析を行うとともに、業務プロセスや 取引条件面も含め、改善方策の検討・推進等を行う。

1 億円 (1.8億円)

(参考) 中小企業・小規模事業者の「働き方改革」実現に向けた対策 (見直し部分)

人手不足対策 中小企業人材確保プラン

~中小企業、小規模事業者の人材(若者中心)確保を支援~

- 求人者のニーズを踏まえた求職者の掘り起こし 【30年度予算額:3.4億円】
- ・民間・NPO等のノウハウを活用して、若年層を中心に求職者を掘り起こし
- ・若者に中小企業の魅力等を発信し、マッチングに資するようYouTube、SNS等のメディアを活用

1

中小企業等担い手育成支援事業の創設 【30年度予算額:2.7億円】

- ・人手不足・人材育成に苦慮する中小零細企業に対して、業界 団体による人材育成に係る専門的支援を実施し、しっかりと したスキルを身につけた人材を育成・確保
 - → 3年間で一人前に。地元産業への定着を図る。 初年度(30年度)より全国展開。

求職者を中小企業・小規模事業者、 中小企業等担い手育成支援事業に積極的に紹介

働き方改革に取り組む企業の人材確保支援強化

・働き方改革に取り組む企業をハローワークで求職者 に周知し、重点的に人材を紹介。 求人担当制でフォローアップを徹底

働き方改革の取組の支援

~強力な相談支援、生産性向上の取組の支援~

- 「働き方改革推進支援センター」の機能強化 【30年度予算額:15億円】
- ・商工会議所・商工会・中央会、各労働局(ハローワーク等)、よろず支援拠点に加え、生産性向上人材育成支援センター 等とも連携。専門業種毎の取組も強化
- ・時間外労働規制や同一労働同一賃金に係る対応のみならず、人手不足、賃金引上げ、各種助成制度、人材育成等について ワンストップで対応可能に
- 助成金をさらに強力に、使いやすく
- ・時間外労働等改善助成金の限度額等の引き上げ【30年度予算額:本助成金全体で35億円】
- ・労働関係助成金について、「支給要件の見直し」「添付資料の削減」「申請様式の簡素化」「事業主目線でわかりやすい 書類作成補助ツールの提供」等により大幅に使いやすくする 26

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上 による賃金引上げ
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等への委託により、「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。

働き方改革推進支援センターの設置



「働き方改革推進支援センター富山」を設置。 (設置場所:富山県社会保険労務士会内)

電話・メール、来所による非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間制度、賃金制度等に関する一般的な相談を受付



向上に関するコンサルティング等を行う

労務管理・企業経営等の専門家による個別訪問を行い、就業規則等の見直し、労働時間短縮、賃金引上げに向けた生産性



【中小企業等】



【地域の商工会議所・商工会等】

商工会議所・商工会、中央会等で、 セミナーの開催や出張相談会を実施





「働き方改革推進支援センター富山」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します

『働き方改革』に関する

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、 労務管理の専門家である社会保険労務士がご相談に応じます。

働き方改革全般について様々なご相談を受け付けます

残業を減らしたい

パート社員にも 活躍してもらいたい 人手不足なのに 従業員が定着しない 採用が困難



無期転換後の社員の 待遇はどうすればいいの? 働き方改革って 何をしたらいいの?

同一労働同一賃金とは?

どんな助成金や支援が あるの?

お気軽に ^{無料} ^{*}相談ください

相談

- ► ご希望に応じて、<u>専門家が直接企業に訪問すること</u> も可能です(裏面申込書)。
- ▶ 事業主様向けのセミナー・出張相談会も開催します。

●お問い合わせ、ご相談はこちら

【働き方改革推進支援センター富山】(富山県社会保険労務士会内)

電 話:076-431-3730

メール: hatarakikata@sr-toyama.jp

住 所:富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階

ホームページ: http://www.sr-toyama.net/htk/

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

ください ご来所でのご相談も 受付しています

電話、メールにて

ご連絡(相談)

まずは



送信先:働き方改革推進支援センター富山

FAX: 076-441-0255

厚生労働省 富山労働局 委託事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

個別訪問申込書

会社名			
(フリガナ) ご担当者		役職名	
ご連絡先	〒	お電話 F A X E-mail	() @
業種			
従業員数(正規)	人	従業員数 (パートタイマー等)	人
訪問日 第1希望		訪問日 第2希望	
ご相談の内容 (簡潔で構いません)			
備考			